

温故創新

～令和の挑戦～



県民の権利擁護に貢献する使命

「司法書士」の数は、日本全国に約2万3000人。うち県内では現在898人。司法書士法人の数は県内39。それぞれ県民の権利の擁護に寄与している。司法書士の「登記の専門家」というイメージはまだ強いが、自己責任型の競争社会では、紛争を解決するための司法書士にスポットライトが当たりつつある。令和時代のいま、国民の身近な紛争解決の担い手として、職務が変遷し、業務内容は拡大している。



柴由之会長（中央）と左から埼玉青年司法書士協議会の来間直也副幹事長、満木葉子幹事長、高橋円副幹事長、斉藤純副幹事長＝さいたま市浦和区の埼玉司法書士会館屋上にて

暮らしの身近な法律家



埼玉司法書士会



「相続おしかけ講座」の様子＝10月3日、本庄市（北泉地区自治会連合会研修会）

- ▶ 団体名 埼玉司法書士会
- ▶ 設立 大正8年（浦和地方裁判所所属司法代書人会として発足）
- ▶ 会員数 個人898、司法書士法人39 ▶ 会長 柴由之
- ▶ 所在地 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号
TEL：048-863-7861
- ▶ 総合相談センター
TEL：048-838-7472（共通）※平日のみ午前10時から午後4時まで
- ・浦和総合相談センター（埼玉司法書士会館 108号室）
- ・越谷総合相談センター（越谷市役所そば：森田ビル202号室）
- ・県北総合相談センター（熊谷市立商工会館 会議室）
- ・西部総合相談センター（ウエスタ川越 会議室）

今年6月に、司法書士法が改正され、「司法書士は、法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」との「使命規定」が創設された。司法書士は専門的な知見を通して社会に貢献している。埼玉司法書士会は、事業目的に「司法書士の国民に対する法的サービスの向上」を掲げている。

特に強化しているのが、県内4か所（さいたま市浦和区、熊谷市、川越市、越谷市）に設置する「司法書士総合相談センター」。市民から寄せられる相談のジャンルは幅広く、年々複雑化している。不動産売買、相続や会社設立等の登記手続から、金銭貸借、個別労働問題や敷金トラブルなどの民事事件に関する裁判や調停、和解の手続、成年後見等々。

市町村と連携して行う相談

今年5月に会長に就任した柴由之会長は「写真中央」は「公益的活動に今後も注力していく。専門家だからこそできる解決策の提案もある。法律問題の解決の第一歩は相談から。悩まず、気軽に相談してほしい」と力を込めた。

また、若手会員を中心として構成されている埼玉青年司法書士協議会が、創立50周年を迎える。今年3月、全国大会を主管し、令和の司法書士会の起動力となっている。

今年5月に会長に就任した柴由之会長は「写真中央」は「公益的活動に今後も注力していく。専門家だからこそできる解決策の提案もある。法律問題の解決の第一歩は相談から。悩まず、気軽に相談してほしい」と力を込めた。

会や、電話による相談等の体制も万全に整える。東日本大震災を教訓に「災害協定」も県内全市町村との締結まであと一歩。

埼玉県と協働した空き家予防支援事業である「相続おしかけ講座」を本年度から本格化している。空き家にならないための遺言や成年後見等の法律知識が身につけられると好評。